

倉敷市立中庄小学校 いじめ問題対策基本方針

令和8年4月 策定

いじめ問題への対策の基本的な考え方

「いじめ」の要件・・・児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていること
(インターネットを通じて行われるものを含む) いじめ防止対策推進法(平成25年)

倉敷市では、所謂「いじめ」を次の3類型に分類している。①児童生徒が成長する過程で一般的に見られる日常的衝突事案 ②教育的見地からの支援や指導、助言を要する事案 ③学校教育の指導の範囲を超える事案 学校で対応が必須となるのは②以上の事案となるが、本校では①の段階から積極的にいじめとして認知し、必要な指導を行った後、推移を見守ることとする。その上で下記の方針のもと、いじめ問題に対応していく。

- 1 【早く広い認知】早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを積極的に認知し、適切に対処する。決していじめを軽視しない。
 - 2 【児童に寄り添った支援】被害児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、保護者との連携を図り、協力を得ながら児童の傷ついた心をケアする。
 - 3 【組織的な対応】いじめ問題対策委員会により「解消」に向けての組織的対応を継続させる。
- + 【未然防止】児童同士が平等な立場で互いに理解し信頼した上で、励まし合いながら成長できる、いじめの発生しにくい集団作りを目指し指導していく。
- そのために、日々の学校活動においては、以下のことを基盤とする。
- 児童一人一人が ①安心して生活できる ②個性を発揮できる ③自己決定の機会を持てる ④集団に貢献できる役割を持てる
- ⑤達成感・成就感を持つことができる ⑥集団での存在感を実感できる ⑦他の児童と好ましい人間関係を築ける
- ⑧自己肯定感・自己有用感を培うことができる ⑨自己実現の喜びを味わうことができる

いじめに関する現状と課題

学校教育活動が行われる中で、けんかやからかいなど、児童同士のトラブルが日々報告されている。そのようなトラブルに対しては、後に事態が深刻化する可能性を考慮し、細やかに対処していく必要がある。そこで、本校のいじめ対策は、①「早く広い認知」②「児童に寄り添った支援」③「組織的な対応」+「未然防止」を方針の柱とする。いじめに関する認識・方針を全ての教職員で共有し、「明るく楽しい学校」を目指し、取り組んでいく。LINEやTikTok等のSNSを含むネットトラブルについては、ネットモラル教育を各学年の発達段階に応じて行ったうえ、保護者による適切な管理・指導によって、これを防止していく。また、本校では、多様性を認め合い、尊重し合う集団を目指し、児童や児童会を中心とした様々な取り組みが行われている。性別や国籍、障害、感染症に関するものなど、あらゆる差別を決して許さず、全ての児童の人権が尊重されるよう、十分に注意することを教職員全体で共有していく。

保護者・地域との連携

- 〈連携の内容〉
- いじめを認知した場合、事実の把握といじめ解消に向け、学校と保護者が連携・協力しながら取り組んでいく。
 - 学校の基本方針を学校HPに掲載するとともに、学校だよりで周知することで、学校がいじめ問題への取組について、保護者及び地域の方の理解を得る。また、PTA研修会や授業・学級懇談会などを活用して意見交換や協議の場を設定し、取組の改善を図る。

学 校

いじめ問題対策委員会

- 〈いじめ問題対策委員会の役割〉
- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- 〈いじめ問題対策委員会の開催時期〉
- ・ 毎月1回の定例会議に加え、いじめに係る情報があった時。
- 〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉〈関係機関との連携〉
- 校長、教頭、教務、生徒指導主事、担任、学年主任、養護教諭
学校医、SC、SSW、弁護士、医師、警察官、警察、県教育委員会、市教育委員会など

いじめ見逃し^{ゼロ}へ

基本方針に基づく各種取組

- 年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 基本方針が学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、方針の見直しを行う。(PDCA(Plan.Do.Check.Action)サイクルの実行)
- いじめ対策組織の存在及び活動を分かりやすく周知するための取組を実施する。
- 全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

学 校 が 実 施 す る 取 組

①早く広い認知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめ問題対策基本方針」を全職員へ周知し、いじめの防止等に係る校内研修を実施する。 ・ いじめ事案についての情報交換を毎週行い、校内で共有、対応を検討する。
②寄り添った支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童や保護者からの相談に対して迅速で丁寧な対応を行う。 ・ こころの健康観察や学校生活アンケート、教育相談を実施し、児童の不安や悩みを寄り添う。
③組織的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題対策委員会を設置し、定例会議に加え、必要に応じて臨時会議を開くことで、いじめに係る情報を多くの職員で共有する。 ・ 問題への対応に際しては、必要に応じて関係機関との連携を図りながら対応策を検討する。
+未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行う。 ・ 互いを尊重し合う人間関係を醸成するための取り組みを、児童会等を中心に行う。

倉敷市立中庄小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

(※変更することがあります。)

	会議 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめ事案への対処
4月	○ 職員会議 ○ 校内研修 ○ いじめ問題対策委員会 ※いじめ問題対策委員会については、各月1回に加え、必要に応じて適宜開くものとする。 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会	○ 職員校内研修 ○ 教育活動全体を通じた道徳教育・人権教育・読書活動・体験活動などの推進 ○ 前学年からの引き継ぎ		○ 発生事案への迅速な対処 ○ 対応手順の共通理解
5月	○ 職員会議 ○ PTA人権教育推進委員会 ○ いじめ問題対策委員会 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会			
6月	○ 職員会議 ○ 学校評議委員会 ○ いじめ問題対策委員会 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会	○ なかよし月間	○ 学校生活アンケート ○ 教育相談	○ アンケート結果の検討 必要に応じて対処
7月	○ 職員会議 ○ いじめ問題対策委員会 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会	○ SNS 等を用いたネットいじめに関する授業(高学年)※児童の発達段階に合わせ、適宜行う。	○ 個人懇談	
8月	○ 職員会議 ○ 校内研修 ○ いじめ問題対策委員会 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会	○ 職員校内研修		
9月	○ 職員会議 ○ いじめ問題対策委員会 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会			
10月	○ 教育講演会 ○ 職員会議 ○ いじめ問題対策委員会 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会	○ 人権教育講演会		
11月	○ 職員会議 ○ いじめ問題対策委員会 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会			
12月	○ 職員会議 ○ いじめ問題対策委員会 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会	○ なかよし週間	○ 学校生活アンケート ○ 教育相談 ○ 個人懇談	○ アンケート結果の検討 必要に応じて対処
1月	○ 職員会議 ○ 校内研修 ○ いじめ問題対策委員会 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会	○ 職員校内研修		
2月	○ 職員会議 ○ いじめ問題対策委員会 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会			
3月	○ 職員会議 ○ いじめ問題対策委員会 ○ 週例の情報交換 ○ 生徒指導部会	○ 次学年への引き継ぎ事項のまとめ		

発生事案への対応について ※迅速な対応

